

白杵市本人通知制度登録申請書



(あて先)白杵市長

裏面に記載の注意事項に同意のうえ、白杵市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度実施要綱の規定に基づき、次のとおり登録を申請します。

登録者	[申請年月日] 年 月 日	[通知対象]	<input type="checkbox"/> 住民票	<input type="checkbox"/> 戸籍	<input type="checkbox"/> 附票
	[フリガナ]	[性別]	[生年月日]		
	[氏名] 印	男・女	年 月 日		
	[住所] 〒	Tel: _____			
[本籍] (国籍)		筆頭者: _____			

※代理人による申請の場合は、次の欄に記入してください。

代理人	[代理人区分]	<input type="checkbox"/> 未成年者の法定代理人	<input type="checkbox"/> 成年被後見人の法定代理人	<input type="checkbox"/> 任意代理人
	[フリガナ]	[性別]	[生年月日]	
	[氏名] 印	男・女	年 月 日	
	[住所] 〒	Tel: _____		
[通知送付先] <input type="checkbox"/> 登録者本人の住所 <input type="checkbox"/> 法定代理人の住所				

注 1: 裏面に記載の注意事項をお読みのうえ、各欄の必要項目を選択・記入してください。

注 2: 申請の際は次の書類を提出、または提示してください。(省略できる場合もあります。)

- (1)申請者が本人であることを証明する書類(旅券、運転免許証等)
- (2)法定代理人による申請の場合は、併せてその資格を証明する書類(戸籍謄本等)
- (3)任意代理人による申請の場合は、当該代理人の本人確認書類及び委任状

※事務処理欄

[登録(継続)日] 年 月 日		2年間		+2年		-1日	
確認事項	[対象住所]	白杵市(野津町)	大字	世帯主:			
	[対象本籍]	白杵市(野津町)	大字	筆頭者:			
	概要	<input type="checkbox"/> 登録対象を申請人へ確認済 / <input type="checkbox"/> 送付先の住所確認済 / <input type="checkbox"/> 継続登録(前回の期間満了日↓)					
本人確認		受付	審査	名簿記載	登録確認書	システム処理	登録No.
免許・旅券・住カ・在留・身障・健保 聴聞・他()		<input type="checkbox"/> 本人確認	<input type="checkbox"/> 公簿確認	<input type="checkbox"/> 登録	<input type="checkbox"/> 交付・送付	<input type="checkbox"/> 住基 / <input type="checkbox"/> 戸籍	
代理権確認		[任意]:委任状 / [法定]:戸籍謄本・住民票・後見登記事項証明書・その他()					

臼杵市 本人通知制度に関する注意事項

- ① この制度は、本申請により登録をした人（以下「登録者」という。）に係る住民票の写し等を第三者（本人等の代理人、本人等以外の個人や法人など）に交付した場合、交付した事実について通知する制度です。

●「本人等」については次のとおりです。

- ◎住民票関係においては、本人及びその同一世帯の方となります。
- ◎戸籍関係においては、本人・配偶者・同じ戸籍に記載されている方並びにその直系尊属及び卑属の方となります。

- ② 第三者へ登録者に係る住民票の写し等を交付したときは、登録内容に基づく送付先へ「住民票の写し等交付本人通知書」（以下、通知書という。）を送付します。

●法に基づく公用請求の場合などは通知対象外となります。

- ◎第三者の定義には、国または地方公共団体の機関からの請求による場合を含みません。また、市長が特別な請求と認めた場合は通知対象外です。

- ③ 通知書でのお知らせ事項は次のとおりです。

- ◆交付年月日
- ◆交付した住民票の写し等の種別及び通数・件数
- ◆交付請求者の種別（本人等の代理人・それ以外の第三者）

●交付請求者の氏名及び住所については通知できません。

- ◎臼杵市個人情報保護条例の規定に基づき、本人から個人情報開示請求を行うことが出来ますが、請求が認められた場合においても、当該規定により公開できる情報が制限される場合がありますのであらかじめご了承ください。

- ④ 本制度の登録期間は、申請による名簿登録日から永年となります。

- ⑤ 戸籍の届出や住所異動などにより登録内容に変更が生じた場合や、登録廃止したいときは、本制度に係る登録内容変更もしくは廃止の届出が必要です。

●本制度は市町村ごとに独自で行っている取扱のものです。

- ◎登録内容に関して変更があった場合、他市町村や戸籍システム等との連携により自動的に更新・移行されるものではありません。そのため、変更の届出がない場合は通知不能となりますのでご注意ください。

- ⑥ 次の項目に該当するときは、原則として登録廃止となります。

- ◆死亡や居所不明等により住民票が消除されたとき
- ◆登録内容相違による通知不着など、市長が特に必要と認めたとき

- ⑦ 登録出来る方は臼杵市に住民記録・本籍記録等がある方に限ります。なお、他市町村に居住している場合や、疾病などのやむを得ない理由により自ら手続きをすることが出来ない場合は、郵便または信書便もしくは代理人により登録等申請をすることができます。
※郵送等の場合は、申請に添付書類が必須となります。詳しくはお問い合わせください。

- ⑧ 登録に必要な場合、戸籍等の調査をすることがありますのでご了承ください。